

事業系ごみ【事業系一般廃棄物】

事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系ごみといたします。

品目	事業系ごみの例
紙類	コピー用紙、ダンボール、新聞、包装紙、本、封筒 など
生ごみ	飲食店の食べ残し、小売店の売れ残り食品、茶がら、コーヒーがら など
木くず	飲食店の割り箸、竹串 など ※貨物運搬用の木製パレットは産業廃棄物に該当
繊維くず	綿、麻、絹製のタオル、雑巾 など ※合成繊維の布類は産業廃棄物の廃プラスチック類に該当
剪定枝	植栽等の剪定枝、刈り草 など

判別が難しいものの例

事業系ごみと産業廃棄物、どちらに該当するか判断が難しいものの一例

『木くず』

- 会社内の植栽などの剪定した枝や刈り草など・・・・・・・・・・・・・・・・・・事業系ごみ
- 工事などに伴い伐採された樹木や枝など・・・・・・・・・・・・・・・・・・産業廃棄物

『ペットボトル・びん・缶』

- 従業員が飲食した弁当容器やペットボトル、びん、缶など・・・・・・・・・・事業系ごみ
- その他のプラスチック類、ガラス、缶・・・・・・・・・・・・・・・・・・産業廃棄物

『生ごみ（動物性残さ）』

- 飲食店の食べ残し、小売店の売れ残り・・・・・・・・・・・・・・・・・・事業系ごみ
- 食品加工業などによって生じた切れ端やあらなど・・・・・・・・・・産業廃棄物

※その他、判断が困難なものについては、下記までお問い合わせください。